

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 適用範囲 <u>この表示の様式及び表示の方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う合板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</u></p> <p>2 格付の表示の様式</p> <p>2.1 普通合板</p> <p>2.1.1 表面又は裏面に表示する場合 <u>格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～g)のとおりとする。</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">図 1—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）</p> <p>a) A は、<u>15 mm</u> 以上、B は、<u>A の 9/10</u> とする。 b) C は、<u>A の 2.6 倍</u>、D は、<u>A の 3.4 倍</u> とする。 c) JAS の文字の高さは、<u>A の 3/10</u>、<u>認証機関名</u>の文字の高さは、<u>A の 9/50</u>、<u>その他の文字の高さは、A の 4/15</u> とする。 d) 外枠の線の太さは、<u>A の 1/30</u> とする。 e) 類別は、<u>1 類</u>又は<u>2 類</u>の別を記載する。 f) 等級は、<u>表面</u>の品質の等級を記載する。 g) 認証機関名は、<u>略称</u>を記載してもよい。</p> <p>2.1.2 表面又は裏面に表示が困難な場合 <u>格付の表示の様式は図 2 とし、次の a)～c)のとおりとする。</u> （略）</p> <p style="text-align: center;">図 2—普通合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）</p> <p>a) 円の外径は、<u>10 mm</u> 以上、<u>内径は外径の 9/10</u> とする。 b) JAS の文字の高さは、<u>外径の 3/10</u> とする。 c) 認証機関名は、<u>略称</u>を記載してもよい。</p> <p>2.2 コンクリート型枠用合板</p> <p>2.2.1 表面又は裏面に表示する場合 <u>格付の表示の様式は図 3 とし、次の a)～c)のとおりとする。</u> （略）</p>	<p style="text-align: center;">合板の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>（新設）</p> <p>二 様式</p> <p>1 普通合板</p> <p>(1) 表面又は裏面に表示する場合 （略） （新設）</p> <p>① A は、<u>15 ミリメートル以上</u>とし、B は、<u>A の 10 分の 9</u>とする。 ② C は、<u>A の 2.6 倍</u>とし、D は、<u>A の 3.4 倍</u>とする。 ③ JAS の文字の高さは、<u>A の 10 分の 3</u>とし、<u>認証機関名</u>の文字の高さは、<u>A の 50 分の 9</u>とし、<u>その他の文字の高さは、A の 15 分の 4</u>とする。 ④ 外枠の線の太さは、<u>A の 30 分の 1</u>とする。 ⑤ 類別は、<u>1 類</u>又は<u>2 類</u>の別を記載する。 ⑥ 等級は、<u>表面</u>の品質の等級を記載する。 ⑦ 認証機関名は、<u>略称</u>を記載することができる。</p> <p>(2) 表裏面に(1)の表示が困難な場合 （略） （新設）</p> <p>① 円の外径は、<u>10 ミリメートル以上</u>とし、<u>内径は外径の 10 分の 9</u>とする。 ② JAS の文字の高さは、<u>外径の 10 分の 3</u>とする。 ③ 認証機関名は、<u>略称</u>を記載することができる。</p> <p>2 コンクリート型枠用合板</p> <p>(1) 表面又は裏面に表示する場合 （略）</p>

図3—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示する場合）

- a) Aは、34 mm以上、Bは、Aの9/10とする。
- b) Cは、Aの1.3倍、外円の線の太さは、内円の線の太さの1/2とする。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- d) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

2.2.2 表面又は裏面に表示が困難な場合

格付の表示の様式は図4とし、次のa)~d)のとおりとする。

(略)

図4—コンクリート型枠用合板の格付の表示の様式（表面又は裏面に表示が困難な場合）

- a) 円の外径は、10 mm以上、内径は外径の9/10とする。
- b) JASの文字の高さは、外径の3/10とする。
- c) 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

2.3 構造用合板

格付の表示の様式は図5とし、次のa)~g)のとおりとする。

(略)

図5—構造用合板の格付の表示の様式

- a) Aは、20 mm以上、Bは、Aの9/10とする。
- b) Cは、Aの2倍、外円の線の太さは、内円の線の太さの1/2とする。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- d) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- e) 等級は、JAS 0233-1の5.3に規定する等級を記載する。
- f) 厚さの単位は、mmとする。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

2.4 化粧ばり構造用合板

格付の表示の様式は図6とし、次のa)~f)のとおりとする。

(略)

図6—化粧ばり構造用合板の格付の表示の様式

- a) Aは、20 mm以上、Bは、Aの9/10とする。
- b) Cは、Aの2倍、外円の線の太さは、内円の線の太さの1/2とする。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10とする。
- d) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- e) 厚さの単位は、mmとする。
- f) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

(新設)

- ① Aは、34 ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- ② Cは、Aの1.3倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- ③ JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- ④ 表面加工の方法は、表面加工品に限り、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- ⑤ 認証機関名は、略称を記載することができる。

(2) コンクリート型枠用として使用するために表裏面に塗装又はオーバーレイを施したもので

(1)による表示が困難な場合

(略)

(新設)

- ① 円の外径は、10 ミリメートル以上とし、内径は外径の10分の9とする。
- ② JASの文字の高さは、外径の10分の3とする。
- ③ 表面加工の方法は、塗装又はオーバーレイの別を記載する。
- ④ 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 構造用合板

(略)

(新設)

- (1) Aは、20 ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 等級は、合板の日本農林規格（平成15年2月27日農林水産省告示第233号）第6条に規定する等級を記載する。
- (6) 厚さの単位は、ミリメートルとする。
- (7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

4 化粧ばり構造用合板

(略)

(新設)

- (1) Aは、20 ミリメートル以上とし、Bは、Aの10分の9とする。
- (2) Cは、Aの2倍とし、外円の線の太さは、内円の線の太さの2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの10分の3とする。
- (4) 類別は、特類又は1類の別を記載する。
- (5) 厚さの単位は、ミリメートルとする。
- (6) 認証機関名は、略称を記載することができる。

2.5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板

格付の表示の様式は図7とし、次のa)~g)のとおりとする。

(略)

図7—天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板の格付の表示の様式

- a) Aは、15 mm以上、Bは、Aの13/15とする。
- b) Cは、Aの2倍、線の太さはa)の1/2とする。
- c) JASの文字の高さは、Aの4/15とする。
- d) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- e) 類別は、1類又は2類の別を記載する。
- f) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

3 表示の方法

格付の都度、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあっては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印しなければならない。

5 天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板

(略)

(新設)

- (1) Aは15ミリメートル以上とし、BはAの15分の13とする。
- (2) CはAの2倍とし、線の太さは(1)の2分の1とする。
- (3) JASの文字の高さは、Aの15分の4とする。
- (4) 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板の別を記載する。
- (5) 類別は、1類又は2類の別を記載する。
- (6) タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF、FW、W又はSWの別を記載する。
- (7) 認証機関名は、略称を記載することができる。

二 表示の方法

格付の都度、各個（普通合板、天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板のうち、2次加工用としてこり単位で消費されるもので各個ごとの表示が困難なものにあっては、各こり）ごとに、見やすい箇所に貼付し、又は押印するものとする。